お客様 各位

一般財団法人 淳風会 淳風会健康管理センター集団健診部

TEL: 086-281-5050

労働安全衛生規則に関する新たなサービスのご案内

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素より弊会の健康管理事業にご 理解とご協力を賜りまして、誠に有難うございます。

さて、令和6年4月より新たに開始させて頂きました、健康管理サービスについてご紹介させて頂きます。

かねてより、労働局ならびに労働基準監督署からお示しがございました、<u>労働安全衛生規</u>則(第66条4)に基づく健康診断実施後の措置の実施に関しまして、従業員数が50人未満で産業医選任義務の無い事業所においても、健康診断の結果に基づき有所見者に対する『医師の意見』を聞く事が法で定められており、改めて、労働局および労働基準監督署より実施依頼のご指示がございました。

国は、働く方々が就業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにする為には、 事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働 く方々の健康管理を適切に講ずることが不可欠と考えられております。

その労働局のお示しに対して、お客様のご要望にお応えする為、弊会にて、労働安全衛生規則に準拠した、【事後措置(医師からの意見聴取)】を4月より開始させて頂きました。つきましては、労働局からのお示し資料と合わせて、新サービスのパンフレットを掲示させて頂きます。申し込みに関する事につきましては下記までご連絡下さい。

【連絡先メールアドレス】 junpu-sanpo@junpukai.or.jp

今後とも、弊会の健康管理事業にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

労働安全衛生法の実施義務

健康診断受診後の

事後措置

/ 従業員数 50 名未満の 小規模事業所であっても

法令で実施が

定められています



淳風会におまかせください!

健診結果に基づき医師が就業判定をいたします

- ・定期健診の結果(法定項目に限る)に対してのみ判定させていただきます。(特殊健康診断内容は不可)
- ・医療機関を受診しないと判定が困難なケースについては【要受診】と記載させていただきます。
- ・【要受診】該当者の医療機関受診後、事業者様より主治医から勤務について意見を聴取いただき、最終判断を行っていただきます。

[有所見者への専門スタッフの保健指導] [長時間労働者への面接指導] なども対応します。 お問い合わせ・お申込みは裏面のメールアドレスまでご連絡お願いします。

労働安全衛生法に基づく 健康診断実施後の措置について



	健康診断個人票		
	健診年月日	〇年 〇月〇〇日	
	医師の診断	要観察	
	健康診断を実施した 医師の氏名®	00 00	
	医師の意見	就業制限 時間外労働の制限	
,	意見を述べた医師の 氏名®	00 00	

● 健康診断実施後の措置

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

そのため、事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると 診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するため に必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認 めるときは当該労働者の実情を考慮して、

- ① 就業場所の変更
- ② 作業の転換
- ③ 労働時間の短縮
- ④ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる
- 等、適切な措置を講じなければなりません。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

● 健康診断の種類

(法:労働安全衛生法)

一般健康診断(定期健康診断、特定業務従事者の健康診断 ^{※1} 等)	法第 66 条第 1 項
特殊健康診断(有機溶剤健康診断等)	法第 66 条第 2 項
歯科医師による健康診断	法第 66 条第 3 項
自発的健康診断	法第 66 条の 2
その他の健康診断	法第66条第4項、第5項ただ し書き

※1 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断

健康診断の実施とその後の手順等

健康診断の実施

一般健康診断等

(法第66条第1項~第4項)

自発的健康診断

(法第66条の2)

法第66条第5項ただし書きの 規定による健康診断 医師等による診断区分の決定

診断区分 (一例)

異常なし 要観察

要医療

健康診断結果の通知 (法第66条の6)

労働者自らが自主的に健康管理に取り組 めるよう、労働者に健康診断結果を通知し なければならない。

一定の健診項目に異常の所 見があると診断された労働 者が受診

二次健康診断※3

労働者には、二次健康診断の結果を 事業者に提出するよう働きかけることが適当。

※3 労働者災害補償保険法第26 条第2項第1号の規定に基づく二次健康診断

保健指導 (法第66条の7)

一般健康診断等の結果、特に健康の 保持に努める必要があると認める労 働者に対して医師又は保健師による 保健指導を行うよう努める。 異常の所見があると 診断された場合

健康診断の結果についての医師等 からの意見聴取※2 (法第66条の4)

	就業区分	就業上の措置の内容
区分	内容	
通常 勤務	通常の勤務でよ いもの	_
就業制限	勤務に制限を加 える必要のある もの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要 のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

※2 産業医の選任義務のない小規模事業場(労働者数50人未満の事業場)においては、労働者の健康管理等に関し、医師等が相談等に無料で応じる地域産業保健センターを活用することによって、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取を実施することが適当です。

「地域産業保健センターについてのご案内」

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/08 0123-2.html

健康診断実施後の措置 (法第66条の5)

- 医師等からの意見を勘案し、その必要があると認めるときは、 当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、 労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずる。
- 〇 作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備
- 医師等の意見の衛生委員会等への報告 等